

被相続人 亡 長峯 幾男

京都市下京区烏丸通松原下ル五條烏丸町四〇〇 歐風館五階 嶋田隼也法律事務所
相続財産清算人 弁護士 嶋田 隼也

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和 8
千葉県
(令和
資の
産部
負純
債資
及産
の
び部

ひ部	(うち当期純利益)	(25,369)
	合 計	1,523,150

	流動資産	固定資産	負債	純資産
資産の部	流動資産	固定資産		256,030
				1,267,120
	合	計		1,523,150
負債純資産及び部	流動負債	固定負債	負債	22,260
	流動負債	固定負債		1,395,911
	資本	本	104,979	
	利益	剰余金	25,000	
	その他利益剰余金		79,979	
	(うち当期純利益)		79,979	
	合	計		1,523,150